

## 理 由

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の改定に伴い、新たに「区域区分（線引き）の決定に関する方針」が定められたことから、本方針に基づき、区域区分の変更を行うものである。